

市第 119 号議案 平成 22 年度横浜市一般会計補正予算（第 4 号）（関係部分）
 市第 129 号議案 平成 22 年度横浜市市債金会計補正予算（第 1 号）

平成 22 年度 12 月補正予算案について

12 月補正では、人事委員会勧告の実施に伴う人件費の減額補正を行い、厳しい経済情勢に対応するための市単独事業の追加や財団法人横浜開港 150 周年協会の特定調停に基づく補助及び執行状況等にあわせた補正を行います。

【歳入歳出予算補正】

一般会計	12 事業	98 百万円
特別会計	10 会計	▲ 81 百万円
企業会計	5 会計	▲ 45 百万円
全会計総計		▲ 28 百万円

【債務負担行為補正】

予算外義務負担の追加	2 件（一般会計）
予算外義務負担の変更	1 件（企業会計）

【繰越明許費補正】

一般会計	1 件
------	-----

※各項目で四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

※網掛け部分は当局所管

1. 一般会計歳入歳出予算補正

(1) 歳入補正

ア 国庫支出金 33 百万円
 （教育費国庫委託金を収入見込額にあわせ補正）

イ 寄附金 55 百万円
 （指定寄附金を収入見込額にあわせ補正）

ウ 繰越金 10 百万円【当局所管】

（前年度繰越金（580 百万円）の残額（49 百万円）のうち、10 百万円を活用
 ※前年度繰越金のうち、531 百万円については 9 月補正の財源として活用済みです。）

予算議案 2 ページ 予算説明書 61・62 ページ

(2) 歳出補正

歳出補正 12 事業 98 百万円 [国費 33 その他 55 一般財源 10]

① 経済・市民生活対策補正

経済・市民生活対策補正については、国の補正予算に先立ち、厳しい経済情勢におかれて
いる市内中小企業の事業量確保につながる修繕工事等を中心に、緊急的に市単独事業等
を追加します。

【実施内容】

○一般会計 合計 1,444百万円(A)

- ・ 公共施設の長寿命化対策事業 1,000百万円
(保育所、障害者施設、地区センター等の市民利用施設や庁舎などの設備改修・
修繕等)
- ・ 道路修繕事業(舗装補修工事) 340百万円
- ・ 各ふ頭補修事業 104百万円

<参考>

○下水道事業会計(浸水対策、水質改善事業等) 520百万円(B)

- ※事業内容については、「3. 企業会計歳入歳出予算補正」欄参照。
- ※23年度分については、債務負担行為の補正を行います。

経済・市民生活対策補正合計(A+B) 1,964百万円

② その他の補正

ア 財団法人横浜開港150周年協会の特定調停に基づく補助 1,266百万円〔一般〕

財団法人横浜開港150周年協会が申し立てを行っていた特定調停のうち1件について、横浜地方裁判所調停委員会から、横浜市に対して調停条項案が出されました。これに基づき、横浜市は、同協会の固有資金で不足する額を補助します。

イ 会計検査院による国庫補助事業事務費等検査結果に伴う国庫等返納金 3百万円〔一般〕

会計検査院による検査により判明した国庫補助事業事務費等における不適正経理処理に伴い、返還する必要が生じた国庫支出金について、加算金も含めて国及び県に返納します。

【概要】

- 1 会計検査院による実地検査期間
平成22年4月5日～9日
- 2 検査対象
環境創造局、経済観光局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局及び教育委員会事務局で執行された、平成16年度～20年度の国土交通省及び農林水産省の国庫補助事業事務費のうち、需用費、賃金及び旅費
- 3 検査結果・返納額(全会計合計)
経済観光局を除く6局が指摘を受け、3,342,787円(国県への返還金:2,650,554円、加算金:692,233円)を返納します。
※なお、返納額は、会計検査院の指摘に基づき算定したもので、今後、確定する予定。

ウ 寄附金活用事業

55百万円〔寄附金〕

本市への遺贈（寄附金）について、ご遺志に基づく遺言執行者の判断を踏まえて実施する事業に要する経費を補正。

【概要】

- 1 本市への寄附金 55百万円
- 2 活用事業の内訳（補正する事業）

局	事業内容	補正額
消防局	高規格救急車の購入（2台）	40百万円
教育委員会事務局	市立小学校の備品の購入（6校）	9百万円
こども青少年局	市立保育所、児童養護施設、区福祉保健センターの設備・備品の購入	6百万円

※高規格救急車の購入については、納車時期が23年度となるため、繰越明許費を設定。

エ 学校給食費管理事業

20百万円〔一般〕

学校給食費の公会計化にあわせて、給食費を管理する電算システムを開発するため、平成24年度の稼働に向けて、基本設計等に要する経費を補正。

【概要】

- 1 学校給食費の公会計化の概要
学校給食費については、現在、学校長が管理する私会計で処理していますが、24年度からは、より適切な徴収管理を行うため、公会計化し本市の歳入歳出予算に計上します。
- 2 システムの内容
約20万人の学校給食費を適正に管理し、学校現場の給食費徴収業務の負担軽減を図るため、システムによる一元管理を行います。
- 3 システム関連経費
22年度：基本設計20百万円（今回補正分）、23年度：開発費 約130百万円
※23年度分については、債務負担行為の補正を行います。

オ 道徳教育総合支援事業

33百万円〔国費〕

道徳教育の副教材「心のノート」について、これまでの国による無償配付から、23年度使用分以降については、国庫委託事業（財源：全額国費）に変更となったため、印刷等の必要な経費を補正。

【概要】

- 1 「心のノート」の概要
小中学生を対象とした、文部科学省作成の道徳の副教材。道徳の内容を分かりやすくあらし、道徳的価値について生徒自らが考えるきっかけとするもので、本市でも道徳の時間のほか、様々な場面で活用。
- 2 事業の内容
 - ・国が作成した原稿を本市が印刷し、各校に配付します。
 - ・配付対象は、23年度の新小学1年、3年、5年生及び新中学1年生。

カ 人件費

▲2,723百万円〔一般〕

人事委員会勧告の実施に伴う補正。

- ・ 公民給与の較差（▲0.80%）解消のため、月例給を引き下げ。
- ・ 期末・勤勉手当（ボーナス）の年間支給月数を、0.15月引き下げ。
（年間4.15月→4.00月）

【補正額（会計別）】

一般会計	▲2,723百万円	（繰出金▲109百万円含む）
特別会計	▲81百万円	
企業会計	▲565百万円	
合計	▲3,369百万円	（繰出金を除いた補正額▲3,260百万円）

【当局所管 内訳】 ※繰出金の重複を除いた補正額

・行財政運営費	▲71百万円（一般）
・人事管理費	▲181百万円（一般）
・税務管理費	▲130百万円（一般）

予算議案3ページ 予算説明書64・65ページ

2. 特別会計歳入歳出予算補正

■市街地開発事業費会計

1百万円〔財産収入〕

会計検査院による国庫補助事業事務費等検査結果に伴う国庫返納金。

※「1. 一般会計歳入歳出予算補正（2）歳出補正」欄参照。（※補正額77千円）

■市債金会計【当局所管】

▲2百万円〔一般会計繰入金〕

人事委員会勧告の実施に伴う人件費の補正。

- ・ 歳入補正：他会計繰入金 ▲2百万円
- ・ 歳出補正：公債費 ▲2百万円

※「1. 一般会計歳入歳出予算補正（2）歳出補正」欄参照。

予算議案46・47ページ 予算説明書137・138ページ

その他、上記のほかに、8会計で、人件費補正を実施。

3. 企業会計歳入歳出予算補正

■下水道事業会計

521百万円〔国費261 企業債239 その他21〕

①経済・市民生活対策補正 520百万円〔国費261 企業債239 その他20〕

国の緊急経済対策補正に伴い、浸水対策、水質改善事業等において、23年度以降に予定していた事業の一部を前倒し実施します。

【概要】

(単位：百万円)

事業内容	全体工事費	年度別内訳	
		22年度事業費(今回補正分)	23年度事業費
浸水対策事業	225	140	85
水質改善事業	921	350	571
地震対策事業	30	30	—
合計	1,176	520	656

※23年度分については、債務負担行為の補正を行います。

②会計検査院による国庫補助事業事務費等検査結果に伴う国庫返納金 1百万円〔その他〕

※「(1)一般会計歳入歳出予算補正」欄参照。(※補正額70千円)

その他、上記のほかに、下水道事業会計を含む5会計で、人件費補正を実施。

※実施内容については、「1.一般会計歳入歳出予算補正」欄参照。

4. 債務負担行為補正(予算外義務負担の追加・変更)

(1) 一般会計

<予算外義務負担の追加 2件>

事項	期間	限度額
鶴見区精神障害者生活支援センター(仮称)用建物の取得に係る予算外義務負担	平成23年度	140,000千円

[設定理由]

工期が2か年にわたり、建物の出来高に応じて取得費を支払うため、予算外義務負担を設定。

事項	期間	限度額
学校給食費管理システム開発業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	平成23年度	130,000千円

[設定理由]

開発期間が2か年にわたるため、予算外義務負担を設定。

※事業内容については、「1.一般会計歳入歳出予算補正」欄参照。

(2) 企業会計

<予算外義務負担の変更 1件>

事 項	期 間	限度額	
		変更前	変更後
下水道整備工事 (新規設定分)	平成 23 年度から 平成 24 年度まで	17,000,000 千円	17,656,000 千円

[設定理由]

工期が2か年にわたるため、予算外義務負担を設定。

※事業内容については、「3. 企業会計歳入歳出予算補正」欄参照。

5. 繰越明許費の補正

(1) 一般会計 繰越明許費設定額 40 百万円 [消防車両購入費 (消防局)]

※事業内容については、「1. 一般会計歳入歳出予算補正」欄参照。

<参考資料>

(1) 22年度12月補正総括表<<歳入歳出補正>>

(2) 不適正経理処理に伴う指摘状況について

22年度12月補正総括表 《歳入歳出補正》

参考資料1

一般会計

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源	補正内容等
健福	健康福祉施設改修事業	84	—	—	—	—	84	【経済・市民生活対策】健康福祉施設の改修を実施
環創	動物園修繕事業	75	—	—	—	—	75	【経済・市民生活対策】よこはま動物園ズーラシアの修繕工事を実施
資源	事務所等施設改修事業	11	—	—	—	—	11	【経済・市民生活対策】鶴見資源化センター等の改修を実施
建築	公共建築物長寿命化対策事業	830	—	—	—	—	830	【経済・市民生活対策】公共建築物の長寿命化を図るため、修繕工事を実施
道路	道路修繕事業	340	—	—	—	—	340	【経済・市民生活対策】市管理道路における舗装補修工事を実施
港湾	各ふ頭補修事業	104	—	—	—	—	104	【経済・市民生活対策】各ふ頭における補修工事を実施
創造都市	財団法人横浜開港150周年協会補助事業	1,266	—	—	—	—	1,266	特定調停に基づく補正
各局	会計検査院検査結果に伴う国庫等返納金【※6局の合計】	3	—	—	—	—	3	会計検査院の検査結果に伴い、国庫補助金等を返還 ※環境創造局 48千円、建築局 25千円、都市整備局 65千円、道路局 2,754千円、港湾局 308千円、教育委員会事務局 1千円
各局	寄附金活用事業【※3局5事業の合計】	55	—	—	55	—	—	寄附者の意向を踏まえ、寄附金により救急車、小学校の備品、保育園の備品等を購入
教育	学校給食費管理事業	20	—	—	—	—	20	学校給食費の公会計化に向けて、給食費管理システムの開発を実施
教育	道徳教育総合支援事業	33	33	—	—	—	—	道徳教育の副教材である「心のノート」について、国庫委託事業の受託により、印刷・配付を実施
各局	人件費(他会計への人件費繰出含む)	▲ 2,723	—	—	—	—	▲ 2,723	人事委員会勧告の実施に伴う補正
一般会計 合計		98	33	—	55	—	10	

特別会計

(単位：百万円)

局名	事業名【会計名称】	補正額	国費	県費	その他	市債	一般会計繰入金	補正内容等
都整	市街地開発事業費国庫返納金【市街地開発事業費会計】	1	—	—	1	—	—	会計検査院の検査結果に伴い、国庫補助金を返還
健福	人件費【国民健康保険事業費会計】	▲ 27	—	—	—	—	▲ 27	人事委員会勧告の実施に伴う補正
健福	人件費【介護保険事業費会計】	▲ 31	—	—	—	—	▲ 31	
健福	人件費【後期高齢者医療事業費会計】	▲ 5	—	—	—	—	▲ 5	
港湾	人件費【港湾整備事業費会計】	▲ 4	—	—	▲ 4	—	—	
経済	人件費【中央卸売市場費会計】	▲ 8	—	—	—	—	▲ 8	
経済	人件費【中央と畜場費会計】	▲ 3	—	—	—	—	▲ 3	
経済	人件費【勤労者福祉共済事業費会計】	▲ 1	—	—	—	—	▲ 1	
健福	人件費【公害被害者救済事業費会計】	▲ 1	—	—	▲ 1	—	—	
総務	人件費【市債金会計】	▲ 2	—	—	—	—	▲ 2	
特別会計 合計		▲ 81	—	—	▲ 4	—	▲ 77	

企業会計

(単位：百万円)

局名	事業名 【会計名称】	補正額	国費	県費	その他	企業債	一般会計 繰入金	補正内容等
環創	下水道整備費 【下水道事業会計】	520	261	—	20	239	—	【経済・市民生活対策】 国の緊急経済対策に伴う浸水対策事業等を実施
環創	国庫返納金 【下水道事業会計】	1	—	—	1	—	—	会計検査院の検査結果に伴い、国庫補助金を返還
環創	人件費 【下水道事業会計】	▲ 125	—	—	▲ 93	—	▲ 32	人事委員会勧告の実施に伴う補正
港湾	人件費 【埋立事業会計】	▲ 5	—	—	▲ 5	—	—	
水道	人件費 【水道事業会計】	▲ 273	—	—	▲ 273	—	—	
水道	人件費 【工業用水道事業会計】	▲ 4	—	—	▲ 4	—	—	
病院	人件費 【病院事業会計】	▲ 159	—	—	▲ 159	—	—	
企業会計 合計		▲ 45	261	—	▲ 513	239	▲ 32	

全会計

(単位：百万円)

項目	補正額	国費	県費	その他	市債	一般 財源
全会計 総計	▲ 28	294	—	▲ 462	239	▲ 99

※ 単位未満で端数調整を行っている場合があります。

不適正経理処理に伴う指摘状況について

1 国庫補助事業に係る事務費に関する会計検査の概要

事務費に関する会計検査は、全都道府県、政令指定都市を対象として20年度から実施され、22年度ですべての都道府県及び政令指定都市の検査が終了しました。

(1) 本市に対する実地検査の期間

平成22年4月5日から4月9日までの間

(2) 検査対象

環境創造局、経済観光局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局及び教育委員会事務局で執行された、平成16年～20年度の国土交通省及び農林水産省の国庫補助事業事務費のうち、需用費、賃金及び旅費

(3) 検査結果

会計検査院から次のとおり不適正支出の指摘を受けました(なお、私的流用につながる預け金はありませんでした。)。また、賃金は、執行がありませんでした。

(ア) 省庁別指摘金額

(単位:金額=円、件数=件)

省名	差替		翌年度納入		前年度納入		補助対象外支出		合計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
農林水産省			97,799	2	6,346	2			104,145	4
国土交通省	3,532,826	103	125,947	4	3,187,056	99	201,563	21	7,047,392	227
合計	3,532,826	103	223,746	6	3,193,402	101	201,563	21	7,151,537	231

(イ) 局別指摘金額一覧

(単位:金額=円、件数=件)

局名	所管省	差替		翌年度納入		前年度納入		補助対象外支出		合計	
		金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
環境創造局	農林水産省所管補助金			97,799	2	6,346	2			104,145	4
	国土交通省所管補助金	216,463	6	3,501	1	368,264	15	40,610	5	628,838	27
合計		216,463	6	101,300	3	374,610	17	40,610	5	732,983	31
建築局		47,677	4			104,259	5			151,936	9
都市整備局		630,487	28	112,408	2	651,736	21			1,394,631	51
道路局		2,227,690	45	10,038	1	2,001,147	54	85,353	10	4,324,228	110
港湾局		410,509	20			37,395	3	75,600	6	523,504	29
教育委員会事務局						24,255	1			24,255	1
合計(6局)		3,532,826	103	223,746	6	3,193,402	101	201,563	21	7,151,537	231
上記のうち、国庫補助相当額		1,358,025		43,440		1,122,439		103,547		2,627,451	

※ 環境創造局以外(建築局、都市整備局、道路局、港湾局、教育委員会事務局)に対する指摘は全て国土交通省所管の補助金です。

※ 補助対象外支出に関し、旅費の指摘件数に関しては課・年度で1件としています。

(環境創造局は5件全て、道路局は10件中2件が旅費 港湾局は全て需用費)

出張は延85人(環境創造局80人、道路局5人)がしています。

※ 経済観光局は指摘なし。

2 態様別指摘の主な内容（全局版）

1 差替（発注内容と異なる物品を納品させるもの）

- ① 印刷契約上はCAD出力とし、実際は製本印刷として納品させていたもの
- ② 印刷契約で仕様外のサイズ違いの印刷物を納品させていたもの
- ③ 印刷契約で、実際は製本印刷として納品させていたもの
- ④ 事務用品の購入において、契約内容とは異なる物品を納品させていたもの
（例：書類上はフラットファイルの購入としていたが実際には消しゴムを納品させていたもの等）

2 翌年度納入

- ・ 物品が翌年度に納入されているのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして契約金を現年度予算から支払っていたもの（事務用品、図書 他）

3 前年度納入

- ・ 物品が前年度に納入されているのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして契約金を現年度予算から支払っていたもの（事務用品、コピー機トナー、季刊誌、 他）

4 補助対象外支出

- ① 名刺台紙等国庫補助事業の施行とは直接関係のない物品の購入代金等を支払っていたもの
（名刺台紙、名刺の印刷、時刻表、加除式の例規集）
- ② 辞令交付、記念式典への参加、視察随行、内部研修への参加等国庫補助事業とは直接関係のない用務で出張した職員に対して、国庫補助事務費の支出科目から旅費を支払っていたもの

3 不適正な経理処理の原因、背景

- (1) 緊急に必要となった物品購入や契約時の仕様書と相違する印刷物の発注等、会計法令等の順守に対する認識が不足していたこと。
- (2) 経費支出にあたり、国庫補助事業の実施に直接関係があるものとして、補助対象になると誤認していたものがあつたこと。

4 検査結果を受けた対応

平成22年3月30日に公表した「経理処理に関する全庁調査(最終報告)」における再発防止策に加え、今回の検査結果を受けて、次の対応を行います。

(1) 不適切な経理処理に関与した職員に対する注意喚起

総括コンプライアンス責任者から、指摘対象となった6局（環境創造局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局及び教育委員会事務局）において不適切な経理処理に関与した当時の所管課長及び経理担当課長に対して注意喚起を行います。

(2) 再発防止研修

国庫補助事業、国庫委託事業を所管する部署の職員に対して、今回の指摘を踏まえた再発防止研修を実施します。

(3) 抽出調査(モニタリング)の実施

会計検査院と同様の手法（本市の帳簿と事業者の帳簿の照合）による印刷製本費、消耗品費を対象とする抽出調査を実施します。

(4) 経理処理の適正化を統括する新機構の設置

経理処理の適正化については、平成23年度に予定している局再編後の新財政局に機構を設け、再発防止に取り組みます。